## 適正な弁護士人口に関する決議

平成13年6月12日、司法制度改革審議会意見書は、司法試験合格者数を平成22年頃に3000人とすることにより、平成30年頃までに法曹人口を5万人規模にするとした。その根拠とするところは、我が国の法曹人口が諸外国に比べて極端に少な過ぎること等であった。

司法試験の合格者は、平成2年までは年間約500人であったが、同意見書に従って、平成14年から約1200人、平成16年から約1500人と増加し、平成20年にはついに約2200人となった。しかも、裁判官・検察官の増員はごく僅かで、弁護士の人口だけが急激に増大する事態となっている。弁護士数は、全国で、平成5年に1万4809人であったものが、平成20年9月22日現在2万5531人となり、司法試験合格者数年間3000人を維持した場合には、平成30年に5万人を超え、平成52年には10万人を超えることが見込まれている。

これに対し、我が国の人口は平成17年をピークに既に減少に転じており、爆発的に増加する法曹人口に見合うだけの法曹需要は見込まれないと考えられる。

また、全国の地方裁判所における民事通常訴訟の新受事件数は、そのうちかなりの部分を占める消費者金融会社に対する不当利得返還訴訟事件の減少に伴い、今後減少することが予想される。

上記意見書における諸外国の法曹人口との比較が、いわゆる隣接士業についての検討を 怠ったものである等の問題点が既に指摘されているが、上述した爆発的な弁護士人口の 増加により、東京、大阪といった大都市に限らず、地方都市においても、新人弁護士の 受け入れ事務所が不足することが懸念される。

大量の弁護士が生み出され、弁護士が過剰になれば、生活のために殊更利益を追及する 弁護士や知識・経験に乏しいままの弁護士が出現する虞も否定できず、ひいては一般市 民の利益を害する事態を懸念せざるを得ない。

このようなことから、既に、愛知県弁護士会、中国地方弁護士会連合会、中部弁護士会連合会、東北弁護士会連合会、埼玉弁護士会、仙台弁護士会、千葉県弁護士会は、相次いで弁護士人口激増に対する反対決議を行っている。日弁連においても、平成20年7月18日、2010年(平成22年)頃に合格者3000人程度にするという数値目標にとらわれることなく、法曹の質に十分配慮した慎重かつ厳格な審議を求め、当面の法曹人口増員のペースダウンを求める旨の法曹人口問題に関する緊急提言を行った。報道によれば法務省においても、司法試験合格者増による質の低下を懸念して、検討を開始するに至っているとのことである。

弁護士人口問題の本質的課題は、国民の人権を十全に保全するために真に必要とする弁護士数を確保し、その質的向上を図ることにある。然るに、現下の急激かつ大量の弁護士人口の増加は、このような課題に応えうるものではない。むしろ、それは、専門知識がない故に適切な選択を行うことの困難な一般市民に重大な損害を与えかねない。このような事態が招来することを黙過することは出来ない。

## よって,

(1) 政府は、司法試験合格者数を平成22年頃に年間3000人程度とするこ

とについて直ちに見直しに着手するとともに、調査・検証を行い、早い時期に年間合格者数を適正な規模に減少すべきである。

(2)日本弁護士連合会は、政府に対し、司法試験合格者数を平成22年頃に年間3000人程度とすることについて見直しを求めるとともに、着手した適正な弁護士人口についての調査・検証を迅速に実施し、弁護士人口問題について、国民の理解を求めるよう努めるべきである。

以上,決議する。 2008年(平成20年)11月14日 四国弁護士会連合会